

令和7年4月から

プラスチック製容器包装も 製品プラスチックも

資源物として収集します



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、
「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を一括して収集しリサイクルします。

資源プラスチックの収集方法が変わります

これまで資源プラスチックとして
収集していたもの

プラスチック製容器包装



プラスチック製容器包装とは

中身の商品を取り出した(使った)あと、不要となるプラスチック製の入れ物(容器)や包んであったもの(包装)をいいます。

※プラマークが付いています。

New!

新たに資源プラスチックとして
収集が始まるもの

製品プラスチック



製品プラスチックとは

プラスチック製容器包装やPETボトル以外のプラスチック製品をいいます。プラマークは付いておらず、これまでは可燃ごみとして収集していました。※収集する製品プラスチックの詳細は裏面をご覧ください。



令和7年4月から

資源プラスチック の出し方

プラスチック製容器包装に加え、
製品プラスチックも
資源プラスチックとなります。

資源プラスチック用収集袋
(紫色文字の袋)
に入れて出してください



- 注意書き等を変更した新しい収集袋は令和7年4月以降、順次切り替えていきます。
- これまでの「資源プラスチック用回収袋」も引き続き使用いただけます。
※使用期限はありません。

一括
収集

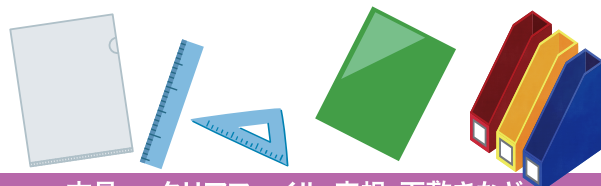
収集袋に入れてよいもの（対象になるもの）

収集の対象となる製品プラスチックは、次のすべての条件を満たすものです。

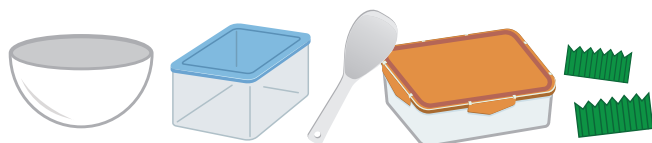
- プラスチックだけでできているもの（プラスチック素材100%）
- 一辺の長さが50cm未満のもの（50cm未満に切断等すれば出すことができます。）
- 素材の厚さが5mm未満のもの ※1
- 汚れが付着していないもの（汚れは拭き取るか軽くすすぐ。）



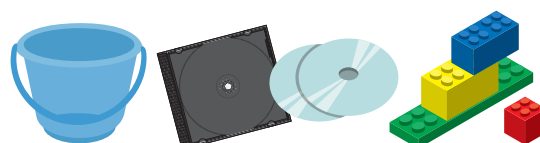
日用雑貨・・・ハンガー、歯ブラシ、ヘアブラシなど



文具・・・クリアファイル、定規、下敷きなど



台所用品・・・保存容器、弁当箱、しゃもじなど



その他・・・CD、CDケース、おもちゃなど

※1 軽い力でつぶれる、割れる、曲がる(たわむ)ものは厚さ5mm以上でも出すことができます。
(例：発泡スチール、お盆(トレイ)、プラスチック製の板など)

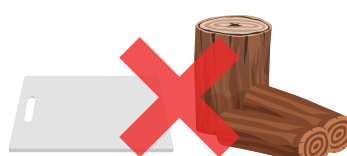
収集袋に入れてはいけないもの(対象にならないもの)



※2 プラスチック以外の素材を含むもの
(ゴムや金属などの複合製品)



ゴムやシリコン製のもの
(プラスチック以外)



5mm以上の厚みがあるもの
(まな板や擬木など)



PETボトル
(無色透明なもの)

発火や怪我などの危険性があり、特に注意が必要なもの



汚れが落ちないもの



充電式電池が内蔵されたもの



ライターや刃物など



在宅医療の注射器や点滴バック

※2 プラスチック以外の素材(金属、繊維、合成ゴムなど)との複合製品は出せません。分解、切断するなどしても取り外しきれずに混入する場合があるので出さないようにしてください。

対象とならない
複合製品の例

素材例 (赤字がプラスチック以外の素材)	品目の例
プラスチック+インク	マーカー(蛍光ペン)、サインペン、ボールペンなど
プラスチック+金属	シャープペン、ホッチキス、洗濯バサミなど
プラスチック+繊維(布)	人形、眼鏡ケースなど
プラスチック+金属+リチウムイオン電池	スマートフォン、電卓、ゲーム機など

※事業所から排出された製品プラスチックは産業廃棄物のため対象となりません。事業者で適正に処理してください。